平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金交付要綱の申請特例を定める告示

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年度平戸市一般会計予算(以下「予算」という。)の執行に関し、地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金交付要綱(令和4年平戸市告示第26号。以下「交付要綱」という。)について、予算の執行の適正化や公平性を図るため、補助申請までに交付要綱第2条に定める補助対象設備の設置が完了している者の申請及び決定等に関し特例を設けることについて定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象経費及び補助金の額は交付要綱別表第1のとおりとする。

(補助対象者の要件)

- 第3条 補助対象者は、交付要綱別表第1に定める補助対象経費の区分に応じた要件及び次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 過去に本市が行う補助対象経費に対する補助金を受けたことがない者
 - (2) 平戸市に住所を有する者及び平戸市内に住宅等を有する事業者
 - (3) 市税等に滞納がない者
 - (4) 未使用の設備等(中古品を除く。)を令和6年8月1日から令和6年10月末日までに 設置した者

(補助金の交付申請)

- 第4条 この告示において、補助金の交付を受けようする者「以下「申請者」という。」は、 平戸市補助金等交付規則(平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。)第4条に 規定する交付申請書に次に掲げる書類及び交付要綱別表第1に定める補助対象経費の区 分に応じた書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業実績書(様式第1号)
 - (2) 平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業実績書(太陽光発電システム) (様式第2号)
 - (3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号)
 - (4) 市税等の滞納がないことを証する書類
 - (5) 設備等の設置した日時、費用を確認することができる書類
 - (6) 設備等の設置した状況を確認することができる写真
 - (7) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し(太陽光発電システムの設置に係る経費に限る。)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請の受付期間は、令和6年10月1日から令和7年2月28日までとする。 (補助金の交付決定及び確定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類等を審査の上、適当と認めた場合に、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。(補助金の不交付決定)
- 第6条 市長は、第4条の規定による申請を受け、書類等を審査した結果、不適当と認めた

ときは、平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業不交付決定通知書(様式第5号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、第5条に規定する通知を受けたときは、平戸市地球温暖化対策設備等 導入促進事業補助金交付請求書(様式第6号)により、市長に対し補助金を請求するも のとする。

(交付手続の特例)

第8条 規則第21条の規定による交付手続の特例として、規則第7条の規定による交付決 定通知及び規則第14条による額の確定通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告 は省略するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前においてなされた申請に対する交付の手続きについては、なお従前の例による。